

環境省政策会議

生物多様性国家戦略2010（案）について

平成22年1月21日（木）

環境省 自然環境局 自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室



地球のいのち、つないでいこう



生物多様性、それはいのち
生物多様性、それは私たちの暮らし

生物多様性

いのちの共生を、未来へ

「生物多様性国家戦略」策定の経緯

1993年 日本が生物多様性条約を締結
→ 条約第6条 締約国は「生物多様性国家戦略」を作成

1995年 「生物多様性国家戦略」決定

2002年 「新・生物多様性国家戦略」決定

2007年 「第三次生物多様性国家戦略」閣議決定

2008年 生物多様性条約第9回締約国会議 (COP9)
→ 2010年、COP10 愛知県名古屋市開催決定

2008年 生物多様性基本法の施行
→ 国家戦略の法定義務化

2009年 7月 中央環境審議会 諮問
7月 自然環境・野生生物合同部会 (1回)
7月～11月 生物多様性国家戦略小委員会 (4回)
12月～1月 パブリックコメント・説明会 (7か所)
2010年 2月～3月 自然環境・野生生物合同部会 審議 (2回)

2010年3月 「生物多様性国家戦略2010」閣議決定 (予定)

生物多様性国家戦略2010 策定の基本方針

生物多様性基本法の施行(平成20年6月)を受けて、同法に基づく国家戦略を策定する。

- COP10で目指す成果を視野に、政府として取り組む事項を追加するとともに、現行の三次戦略策定後の施策の進捗や状況の変化を反映
- 原則として、三次戦略の構成・計画期間等を維持
- 国家戦略2010は、COP10終了後、COP10の成果も踏まえて改定作業に着手

生物多様性国家戦略2010(案)の構成

第三次生物多様性国家戦略

第1部：戦略

【重要性】

いのちと暮らしを支える生物多様性

【課題】 3+1の危機

- ・第1の危機 開発や乱獲など
- ・第2の危機 里地里山など人間活動の縮小
- ・第3の危機 外来種など人間による持ち込み
- ・地球温暖化による危機

【目標と評価】 3つの目標

- ・生物多様性の維持・回復
- ・持続可能な利用
- ・社会経済への組み込み

【長期的視点】

100年先を見据えたランドデザイン

【多様な主体の参画】

4つの基本戦略

社会への浸透
人と自然の関係の再構築
森・里・川・海のつながりの確保
地球規模の視野を持った行動

第2部：行動計画

約660の具体的施策

生物多様性国家戦略2010(案)

第1部：戦略

【重要性】

いのちと暮らしを支える生物多様性

【課題】 3+1の危機

- ・第1の危機 開発や乱獲など
- ・第2の危機 里地里山など人間活動の縮小
- ・第3の危機 外来種など人間による持ち込み
- ・地球温暖化による危機

【目標と評価】

ポスト2010年目標の日本提案を踏まえ、
中長期目標と短期目標を追加

【長期的視点】

100年先を見据えたランドデザイン

【多様な主体の参画】

4つの基本戦略

社会への浸透
人と自然の関係の再構築
森・里・川・海のつながりの確保
地球規模の視野を持った行動

第2部：行動計画

約710の具体的施策

変更

施策の充実

4

ポスト2010年目標を視野に入れた目標設定

第三次生物多様性国家戦略

生物多様性国家戦略2010

4つの基本戦略 おおむね平成24年度までに重点的に取り組む施策の方向性

3つの目標

自然共生社会づくりのための
長期的な性格を持つ目標

- ・国土全体の生物多様性の維持・回復
- ・世代を超えた国土や自然資源の持続可能な利用
- ・生物多様性の社会経済活動への組込

ポスト2010年目標
日本提案を反映

短期目標(2020年)

生物多様性の損失を止めるため、2020年までに

- ・生物多様性の状況を分析把握、国土レベルの生物多様性の維持回復
- ・生物多様性を減少させない方法を構築し、世代を超えた国土や自然資源の持続可能な利用
- ・生物多様性の主流化、多様な主体による新たな活動の実践

中長期目標(2050年)

- ・人と自然の共生を国土、地域レベルで広く実現
- ・生物多様性の状態を現状以上に豊かに
- ・生態系サービスの恩恵を継続的に拡大

生物多様性から見た国土のグランドデザイン ~ 100年先を見通した共通のビジョン ~

自然生態系の回復する時間を踏まえ、100年先を見通した共通ビジョンを、生物多様性の観点から国土を7地域に区分、各地域毎に現状、目指す方向、望ましい地域イメージを提示

奥山自然地域 里地里山・田園地域 都市地域 河川・湿原地域 沿岸域 海洋域 島嶼地域

COP10に向けて今回充実した施策の例

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の成功

主要議題である、ポスト2010年目標、ABS、カルタヘナ議定書「責任と救済」に関する議論等に貢献

2010年目標の評価と新たな条約戦略計画検討への貢献

日本提案等を通じ、国際的議論の進捗やCOP10における議論をリード

SATOYAMAイニシアティブの推進

生物多様性の保全と両立した持続可能な自然資源の利用・管理に貢献するための仕組みづくり

生物多様性の社会における「主流化」の促進

国民、事業者、地方公共団体等の多様な主体が行動する社会を実現するため、国民運動、民間参画ガイドライン等による事業者の取組、地方公共団体による地域戦略の策定などを促進

科学と政策のインターフェース(接点)の強化

生物多様性版IPCCといわれる「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)」設立に関する国際的な検討に関与、効果的、効率的な枠組みを目指す

自然公園・自然環境保全地域の取組

法改正を踏まえ、海域保全の充実や生態系維持回復事業制度を活用した生態系被害防止等の推進。生物多様性の屋台骨としての国立・国定公園の総点検(指定区域の再編と拡充)の実施

パブリックコメントの概要

パブコメ期間

平成21年12月10日～平成22年1月8日(30日間)

提出された意見

意見提出者数 52名
のべ意見数 約400件

主な指摘と対応方針

指摘箇所は広く分散。指摘の多い分野は以下のとおり。

- ・ 希少種の保全や野生鳥獣の保護管理関連 約60件
- ・ 沿岸・海洋の保全や持続可能な利用関連 約25件
- ・ 普及啓発や教育の充実関連 約20件
- ・ 生物多様性に配慮した事業・経済活動関連 約20件

→ 極力、記述の修正や充実を図る方向で対応

(参考) 生物多様性条約第10回締約国会議の日本開催 - 国連地球生きもの会議 -

期間： **2010年10月18日～29日** (閣僚級会合10月27日～29日)
(カルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5) 10月11日～15日)

場所： 愛知県名古屋市 (名古屋国際会議場)

参加者： 締約国約190カ国、国際機関、
オブザーバーなど約1万人
の参加を想定。



いのちの共生を、未来へ

COP10の大きなテーマ

2010年目標の評価と2010年以降の次期目標の採択
ABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分、Access and
Benefit Sharing)に関する国際的枠組みの検討完了
持続可能な利用(SATOYAMAイニシアティブ)、保護地域、
民間参画(ビジネスと生物多様性)、科学的基盤の強化 など

MOP5の大きなテーマ

「責任と救済」に関するルールと手続

(参考) ポスト2010年目標の日本提案

2010年1月6日、生物多様性事務局へポスト2010年目標の日本提案を提出

中長期目標 (2050年)

人と自然の共生の実現
生物多様性の状態を現状以上に豊かなものへ
生態系サービスの恩恵を持続的に拡大

短期目標 (2020年)

生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、
生物多様性の状態を科学的知見に基づき地球規模で分析・把握する。
生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。
生物多様性の保全に向けた活動の拡大を図る。
将来世代にわたる持続可能な利用の具体策を広く普及させる。
人間活動の生物多様性への悪影響を減少させる手法を構築する。
生物多様性の主流化、多様な主体の参画を図り、各主体により新たな活動が実践される。

現在

2010

2020

2030

2040

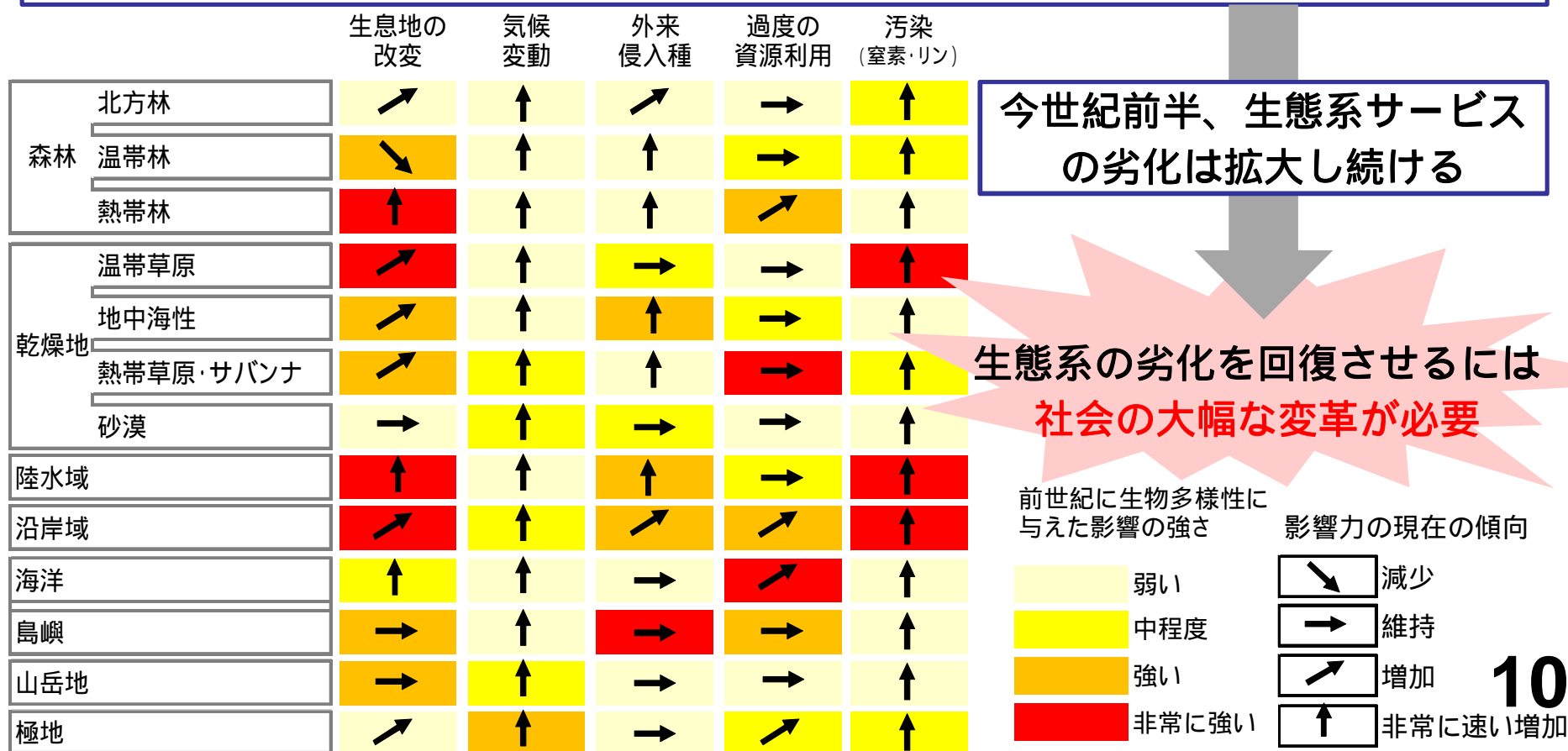
2050

(参考) 世界の生物多様性の現状

- ミレニアム生態系評価 -

2001～2005年 国連の提唱による地球規模の生態系評価(95ヶ国、1,360人の専門家が参加)

- 陸地面積の1/4が耕地に
- 漁獲対象種の1/4は資源崩壊の危機
- 人間によって種の絶滅速度は1,000倍に
- 漁獲、薬品、水、気候安定などの自然の恵み(生態系サービス)の2/3が地球全体で低下



10

(参考) SATOYAMAイニシアティブの推進

自然資源の持続可能な利用・管理のための世界共通理念の構築及びその推進

長期目標: 自然共生社会の実現

3つの行動指針

1. 多様な生態系サービスの安定的な享受のための知恵の結集
2. 伝統的知識と近代的科学の融合
3. 新たなコモンズ(共同管理のしくみ)の構築

ワークショップ
の開催

国際機関等
と協働

持続可能な自然資源の利用・管理
に関する世界共通理念として
「**SATOYAMAイニシアティブ**」
を世界に発信・提案

生物多様性の保全と持続可能な利用

具体の取組を進めていく上での5つの視点

環境容量・自然復元力の範囲内での利用
自然資源の循環利用
地域の伝統文化の評価
多様な主体の参加と協働による自然資源管理
地域社会・経済への貢献

イニシアティブの進め方

パートナーシップでの議論

事例の収集・分析

ポータルサイトでの情報発信



ドイツ (ヨーロッパ)



マラウイ (アフリカ)



インドネシア (東南アジア)

(参考) 生物多様性の主流化

コミュニケーションワード

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

国民の行動リスト

ふれよう 守ろう 伝えよう

民間参画ガイドライン

事業者の自主的な取組を推進

COP10ロゴマーク

スローガン

いのちの共生を、
未来へ



地球いきもの応援団



地域戦略策定の手引き

地方公共団体による戦略策定を促進

国際生物多様性年

- ・名誉大使
- ・国内委員会
- ・グリーンウェイブ



生物多様性、それはいのち
生物多様性、それは私たちの暮らし



(参考) 生物多様性に関する科学的基盤の強化、政策との連携

地球規模で科学的情報の収集・分析、評価・予測、対策を推進

地球規模での生物多様性モニタリング体制の検討

- 既存の情報ネットワーク、国際プログラム (GEOSSEなど)、各国の調査研究機関との連携、活用
- 統一的モニタリング手法の確立
- 情報のデータベース・共有化の促進
- 解析による変化の把握、評価の実施



地球規模生物多様性
モニタリングネットワーク

生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES)

- 生物多様性に関する科学と政策のインターフェース強化のため、仏政府提案を踏まえ、国連環境計画 (UNEP) の主導により生物多様版IPCCの設立を検討。
- 2008年11月、2009年10月に2回の政府間会合を開催。
- 我が国はIPBESを推進すべきとの基本的立場。
- 本年9月には、日独環境大臣連名で、各国大臣宛てにIPBESへの支援を要請する書簡を発出。

(参考) 自然公園・自然環境保全地域の取組

自然公園法及び自然環境保全法の改正(平成21年6月)

生物多様性の保全に対する社会的要請の高まり
生物を育む、豊かな海域の適切な保全
シカの食害等により損なわれた生態系の回復



主な改正事項

1. 目的規定の改正*

2. 海域における保全施策の充実*

3. 生態系維持回復事業の創設*

4. 特別地域等における動植物の放出等に係る規制の強化等*

5. 公園事業に関する規定の整備

*自然環境保全法についても同様の改正を実施した事項

国立・国定公園の総点検の実施

生物多様性の屋台骨としての国立・国定公園の指定状況の分析・将来目標の検討

平成24年度までに国立・国定公園の指定について全国的な見直しを実施

選定基準の検討→国立・国定公園の再編・拡充
照葉樹林、海域などについて積極的に評価

